

中京都のあり方について

〈共同マニフェスト〉

【中京都の創設】

○世界と闘える「強い大都市」をつくる

- ・アイチ・ナゴヤの合体
- ・強力で唯一の司令塔

○重複行政の徹底排除

- ・合理化による経費節減で減税財源を確保

○国への依存から、国からの自立へ

- ・アイチ・ナゴヤで国税徴収
- ・国からの請求に基づき負担

【身近でやさしい民主主義の実現】

- ・市町村への権限・財源移譲
- ・地域委員会の推進

〈「大都市の自立と自治」愛知宣言〉

地域から日本のかたちを変える！

1. 地方分権改革の推進、大都市圏の自立

- ・権限・税財源の移譲
- ・課税自主権の強化
- ・行財政、立法面での自立

2. 広域行政の強化

- ・広域機能の一元化や合体

3. 住民自治の充実

- ・地域自治組織の活性化など

4. 多様な大都市圏

- ・自らに相応しい制度の自主的な選択

〈中京都創設に向けた基本的考え方（たたき台）〉

（第2回中京独立戦略本部会議）

中京都の将来像

日本屈指の産業集積地である愛知と、大都市機能が集中する名古屋が合体し、一体となって自立・独立を果たすとともに、強力で唯一の司令塔のもとに二重行政を徹底的に排除しながら、道州制をも見据えつつ、世界と闘える大都市圏として発展

〈行政組織体制〉

- ◎ 世界と闘うための戦略を一元的・総合的、さらに迅速に策定・推進するため、愛知県と名古屋市を合体し、強力で唯一の司令塔として、「中京都」を創設

※ 具体的な組織体制については、愛知宣言を踏まえて、さらに今後検討。

〈重複行政の徹底排除〉

- 重複行政の検証・徹底的な排除

〈国の権限・税財源の獲得〉

- 国からの権限、税財源の移譲を進め、域内の自立性を高めつつ、基礎自治体へ移譲

〈河村市長マニフェスト（H25年4月市長選挙）〉

政策 7. 大村愛知県知事との連携

(1) 中京都への取り組み

1) ナゴヤ、アイチを合体（中京都、名称は別に議論）

- ・規模は尾張ナゴヤ共和国かアイチナゴヤ県か。
- ・ナゴヤの分割はなく、人口で400万めざす。
- ・立法権、財政自主権も有する準独立をめざす。

〈中京都構想（大村私案）〉

中京都HD

企画調整、ビジョン

行 財 政 改 革

危 機 管 理

観光、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ、ｺﾝﾊﾞｰｼｮﾝ

国 際 戦 略

愛 知 県

名 古 屋 市

- 1 県・市を包含するホールディングス（HD）をつくる。
県・市は当面、現行で存続する。

- 2 中京都HDのトップは、知事・市長共同であたる。
（なおトップリーダーを1人にするかどうかは、引続き協議する。）
共同で対応すべき分野は集約して直轄で対応する。

- 3 県・市のあり方は引続き協議する。
なお重複する分野などは統合していく形で協議する。

- 4 本構想をさらに煮詰めて具体化していくため、県・市で構想連絡協議会を設置する。

中京都の実現に向けた政策面での検討イメージ

基本的な考え方

「世界と闘える愛知・名古屋」に向けた取組を強力に推進していく。その際には、

- ①県・市がベクトルを合わせ（**目標の共有化**）、
- ②それぞれの強みや機能を踏まえ役割分担し（**重複の排除**）、連携・共同により、より高い効果を引き出していくこと（**相乗効果の発揮**）

が必要である。

①**目標の共有化**に向けては、

- ・ 目指すべき将来像を明確にし、県・市がトップレベルで認識を共有するとともに、それに沿った政策を県・市が歩調を合わせて展開し、その進捗を適切に管理していく。

②**重複の排除、相乗効果の発揮**に向けては、

- ・ 全国的、世界的なレベルで大都市圏に求められる高次の機能（都市機能、産業集積、国際交流機能など）の充実・強化を中心に、県・市のそれぞれの強みや機能を踏まえて、役割分担、共同・連携方策を明確にし、政策を整合的に推進していく。

政策分野

提起された政策課題

分科会の検討に向けて

産業活力

- 企業投資を促す環境整備
- 研究開発のさらなる向上
- 次世代産業の育成
- 強い中小企業の育成
- モノづくり人材、海外高度人材の育成・活用など

都市基盤・防災

- 広域交通基盤の整備
- リニアを見据えた都市機能強化
- 災害に強い社会システム
- 先端の環境性能を備えた都市基盤など

魅力創造・発信

- 愛知・名古屋ブランドの確立
- 歴史に根差した文化芸術の振興
- 広域観光ネットワークの形成など

若者・女性支援

- 子どもを産み育てやすい環境
- 地域の独自性を活かした教育
- 若者の活躍の場づくりなど

【目指すべき姿】

- ・モノづくり産業のグローバル展開力をさらに向上させるとともに、都市型産業、次世代産業が続々と生み出される「**世界と闘える元気な地域**」

【県・市の主な取組方向】

県	生産・研究開発拠点の誘致・強化、留学生の就職支援など
市	地域産業の育成・支援など
共同・連携	次世代産業の創出支援、企業誘致プロモーション、MICE の開催・誘致など

【目指すべき姿】

- ・リニア中央新幹線の東京～名古屋間の先行開通で形成される我が国最大の都市ベルトの中で存在感を発揮できる「**世界に開かれた安全・快適な地域**」

【県・市の主な取組方向】

県	広域交通体系の整備、主要河川・土砂災害防止施設の保全整備など
市	都心機能・交流機能の強化、地域防災力の向上など
共同・連携	空港・港湾の機能強化、広域防災拠点整備など

【目指すべき姿】

- ・国内外に通用する魅力をもち、地域の人々が愛着をもてるアイデンティティが確立した「**世界に誇れる地域**」

【県・市の主な取組方向】

県	県内各地の魅力の深掘り・発信など
市	コンベンションの振興、独自文化の発信など
共同・連携	観光プロモーション、大規模イベントなど

【目指すべき姿】

- ・やりがいのある仕事に就き、希望する人が結婚・出産し、若者、女性が前向きに挑戦していく「**世界で活躍する人を育む地域**」

【県・市の主な取組方向】

県	ファミリー・フレンドリー企業の表彰、職業能力開発など
市	子育て支援など
共同・連携	ワーク・ライフ・バランスの推進など

今後の進め方について

- 「産業活力」、「都市基盤・防災」、「魅力創造・発信」、「若者・女性支援」の4つの分科会に分かれて、それぞれの政策課題に即した、より専門的な議論を積み重ねていく。
- 分科会での議論の成果をもとに、本部会議でさらに検討を行い、中京都構想の実現に向けた基本的な考え方を取りまとめていく。
- 分科会の構成等については、以下のとおりとする。

分科会	分科会の構成案			事務局
	本部長	本部員	実務的専門家	
産 業 活 力	・知 事 ・市 長	・小平信因 氏（トヨタ自動車㈱代表取締役副社長） ・鶴田欣也 氏（愛知県中小企業団体中央会会長（鶴田石材㈱代表取締役社長）） ・浜本英嗣 氏（日本ガイシ㈱代表取締役副社長）	検討テーマごとに実務的専門家1～2名が参加	県
都 市 基 盤 ・ 防 災		・奥野信宏 氏（中京大学理事・総合政策学部教授） ・木村 操 氏（名古屋商工会議所副会頭（名古屋鉄道㈱相談役）） ・柘植康英 氏（東海旅客鉄道㈱代表取締役副社長）		市
魅 力 創 造 ・ 発 信		・浅井慎平 氏（写真家） ・永谷亜矢子 氏（㈱よしもとクリエイティブ・エージェンシー よしもとNEW GIRLS PROJECT ゼネラルプロデューサー） ・安田文吉 氏（南山大学人文学部教授）		市
若 者 ・ 女 性 支 援		・井沢元彦 氏（作家） ・中村捷二 氏（一般社団法人中部経済連合会副会長（中部ガス㈱代表取締役会長）） ・濱口道成 氏（名古屋大学総長）		県

中京独立戦略本部規約(改正案)

資料 3

(設置)

第 1 条 愛知県及び名古屋市（以下「県・市」という。）は、世界と関える愛知・名古屋の実現に向けて、「中京都」構想をはじめ、県・市が共同して取り組むべき施策の立案及び推進の司令塔として協議し、合意形成を図ることを目的として、中京独立戦略本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 世界と関える愛知・名古屋の実現方策に関する協議
- (2) その他本部の目的を達成するために必要な業務

(構成)

第 3 条 本部に本部長 2 人及び本部員を置く。

- 2 本部長は、愛知県知事及び名古屋市長をもって充てる。
- 3 本部長は、本部の事務を総理し、本部を代表する。
- 4 本部員は、地域の経済界又は学界の関係者や学識経験を有する者等のうちから、本部長が委嘱する。
- 5 本部員の任期は、2 年とする。ただし、補欠又は追加の本部員の任期は、他の本部員の残任期間とする。
- 6 本部員は、再任されることができる。

(本部会議)

第 4 条 本部会議は、本部長が招集する。

- 2 本部会議においては、本部長が議長となる。
- 3 本部会議は、本部長が出席し、かつ構成員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、開催することができない。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、専門的な議論を行うため、本部会議に分科会を設けることができる。
- 54 本部長は、必要があると認めるときは、専門知識を有する者などを本部会議に出席させることができる。
- 65 本部会議は、原則公開とする。ただし、本部員又は第三者の権利や利益、公共の利益を害するおそれがあるなど、公開に支障があると本部長が判断した場合には、会議を非公開とすることができる。

(タスクフォース)

第 5 条 本部には、本部会議の協議のもとに、個別の事項ごとに取組方策を検討及び立案させるため、タスクフォースを置くことができる。

- 2 タスクフォースは、当該事項について専門知識を有する者のうちから本部長が委嘱する委員のほか、必要に応じて、県・市の関係部局職員をもって構成する。

(プロジェクトチーム)

第 6 条 本部には、本部会議又はタスクフォースの協議及び検討のもとに、個別の施策及び事業ごとに取組を進めさせ、またはタスクフォースでの検討及び立案を支援させるため、プロジェクトチームを置くことができる。

- 2 プロジェクトチームは、県・市の関係部局職員等をもって構成する。

(事務局)

第 7 条 本部の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、県・市に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、本部長が定める。

(経理)

第 8 条 本部に要する経費は、県・市の負担とする。

- 2 前項の経費の負担に関し必要な事項は、毎年度、県・市の協議によって定める。

(謝金及び旅費)

第 9 条 本部員、タスクフォースの委員等に対しては、謝金及び旅費を支給することができる。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規約は、平成 24 年 2 月 9 日から施行する。

この規約は、平成 25 年 月 日から施行する。